

佐賀県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十月六日から平成二十一年十一月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡江北町大字下小田字四本松籠 四三四番二地先から 杵島郡江北町大字八町字上古川外一 一四番二地先まで	平成二一・一〇・八